

ガス溶接技能講習規程

改正履歴

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第八十三条の規定に基づき、ガス溶接技能講習規程を次のように定め、昭和四十七年十月一日から適用する。

ガス溶接技能講習規程（昭和四十二年労働省告示第十四号）は、昭和四十七年九月三十日限り廃止する。

（講師）

第一条 ガス溶接技能講習の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第十六号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

（講習科目の範囲及び時間）

第二条 ガス溶接技能講習の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行なうものとする。（表）

2 ガス溶接技能講習の実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により行なうものとする。（表）

3 第一項の学科講習は、おおむね百人以内の受講者を、前項の実技講習は、二十人以内の受講者を、それぞれ一単位として行なうものとする。

（修了試験）

第三条 ガス溶接技能講習においては、修了試験を行なうものとする。

2 前項の修了試験は、ガス溶接技能講習の学科講習の科目について、筆記試験又は口述試験によつて行なう。

3 前項に定めるもののほか、修了試験の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによる。